

不適切なサービス管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項				
東大阪支援学校	<p>疾病等により30日以上休業又は休職していた職員の復業に当たっては、安全衛生管理者である所属長は総括安全衛生管理者である教育次長に対し、大阪府立学校職員安全衛生管理規程第31条に基づく病者の報告等を行わなければならないが、報告がなされていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="513 600 1344 795"> <thead> <tr> <th data-bbox="513 600 620 646">職員</th> <th data-bbox="620 600 1344 646">休業期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="513 646 620 795">A</td> <td data-bbox="620 646 1344 795">令和5年1月10日から同年2月17日まで（39日間）</td> </tr> </tbody> </table>	職員	休業期間	A	令和5年1月10日から同年2月17日まで（39日間）	<p>検出事項について、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府立学校職員安全衛生管理規程】 (病者の報告等) 第31条 安全衛生管理者は、次の各号のいずれかに該当する職員が、療養に専念しないために就業を禁止する必要があると認めるときは、病者報告書（様式第4号）に医師の診断書を添付し、総括安全衛生管理者に報告しなければならない。疾病等により30日以上休業又は休職していた職員が復業又は復職するときも、同様とする。</p> </div>
職員	休業期間					
A	令和5年1月10日から同年2月17日まで（39日間）					
措置の内容						
<p>未提出となっていた病者報告については、監査受検後、総括安全衛生管理者あて提出した。 検出事項の原因は、担当者の認識不足にある。 再発防止に向けて、関係職員に対し、サービスに係る手続を適切に行うよう周知した。 今後は、大阪府立学校職員安全衛生管理規程に基づき、適正な事務処理を行う。</p>						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年11月15日）